

## 外国人看護師等の 受入れ

本年9月にフィリピンとの間で締結された経済連携協定(EPA)の中で、初めて我が国への労働者の受け入れが盛り込まれた。今後2年間に看護師400人、介護福祉士600人を受け入れることとなる。外国人労働者の受け入れ問題は、労働政策上の問題であると同時に、受け入れた外国人との共生の問題でもあり、今後我が国としてどのような方向を目指していくべきか、国民的な議論を深める必要がある。

### 1 我が国の外国人労働者受け入れの現状

我が国では、外国人労働者の受け入れに関して、専門的・技術的分野の労働者を受け入れる方針を堅持してきた。雇用対策に関する現在の基本方針である「第9次雇用対策基本計画」(平成11年8月13日閣議決定)においても「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受け入れをより積極的に推進する」とされている。

こうした基本方針の下、入管法では、「法律・会計業務」「医療」「企業内転勤」など16種類の就労が認められる在留資格を定めており、平成15年末現在で約18万6千人の外国人が就労している。しかし、このうち約6万5千人は「興行」であり、「医療」(医師、歯科医師、看護師等)は110人とどまっている。こうした状況に対して、日本経団連など経済界から、受け入れ促進に向けた国の積極的な取組を求める声が上がっている。

なお、いわゆる単純労働者の受け入れについての方針は、「国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送り出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である」とされている。

<表1 外国人労働者数の推移>

(人、%)

在留資格	平成8年年末	平成12年年末	平成13年年末	平成14年年末	平成15年年末
就労目的の資格者計	98,301	154,748	168,783	179,639	185,556
教授	4,573	6,744	7,196	7,751	8,037
芸術	272	363	381	397	386
宗教	5,010	4,976	4,948	4,858	4,732
報道	454	349	348	351	294
投資・経営	5,014	5,694	5,906	5,956	6,135
法律・会計業務	65	95	99	111	122
医療	140	95	95	114	110
研究	2,019	2,974	3,141	3,369	2,770
教育	7,514	8,375	9,068	9,715	9,390
技術	11,052	16,531	19,439	20,717	20,807
人文知識・国際業務	27,377	34,739	40,861	44,496	44,943
企業内転勤	5,941	8,657	9,913	10,923	10,605
興行	20,103	53,847	55,461	58,359	64,642
技能	8,767	11,349	11,927	12,522	12,583

(注) 就労目的の資格者のうち、「外交」「公用」については除外。

出所：法務省入国管理局資料、同資料を基にした厚生労働省資料

## 2 我が国における看護職員の現状と需給見通し

少子高齢化が進む我が国では、今後ますますケアニーズの増大が見込まれる。厚生労働省の平成18年の「看護職員の需給見通し」によると、看護職員（看護師、保健師、助産師）の需要は、平成18年の131万4100人から平成22年には140万6400人になると予測されている。これに対して、供給は、平成18年の127万2400人から平成22年には139万500人になると予測されており、看護職員の不足は、平成18年の4万1600人から平成22年には1万5900人へと改善は見られるものの、依然継続する見通しとなっている。一方、資格を持ちながら出産・育児などを機に離職した「潜在看護職員」は平成14年末現在、助産師などと合わせ約55万人と推計されており、こうした「潜在看護職員」の存在が不足の大きな要因とみられる。

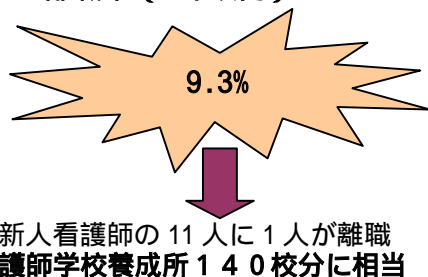
職場復帰が進まない理由として、長時間勤務や深夜勤務など労働条件の厳しさや医療技術の高度化などが影響していると考えられている。また、平成16年度に採用された新卒看護職員のうち9.3%が就職後1年以内に辞めており、離職率の高さも看護職員不足の要因として挙げられている。看護職員全体としても、平均離職率は12.1%の高さ（日本看護協会調べ）である。

<表1 第6次看護職員需給見通し> (単位:人)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
<b>需要見通し</b>	<b>1,314,100</b>	<b>1,338,800</b>	<b>1,362,200</b>	<b>1,383,800</b>	<b>1,406,400</b>
(1)病院	813,900	830,400	846,100	860,100	874,800
(2)診療所	246,200	247,900	249,600	251,300	253,100
(3)助産所	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
(4)介護保険関係	172,600	178,500	183,800	188,800	194,200
(5)社会福祉施設((4)を除く)	15,600	16,100	16,600	17,100	17,600
(6)保健所・市町村	36,300	36,400	36,600	36,700	36,800
(7)教育機関	15,900	15,900	15,800	15,900	15,900
(8)事業所、学校、その他	11,700	11,800	12,000	12,100	12,200
<b>供給見通し</b>	<b>1,272,400</b>	<b>1,297,100</b>	<b>1,325,100</b>	<b>1,355,900</b>	<b>1,390,500</b>
(1)年当初就業者数	1,251,100	1,272,400	1,297,100	1,325,100	1,355,900
(2)新卒就業者数	51,400	51,100	51,500	51,600	52,500
(3)再就業者数	85,000	88,200	91,200	94,600	98,400
(4)退職者数	115,000	114,600	114,800	115,400	116,300
<b>需要見通しと供給見通しの差</b>	<b>41,600</b>	<b>41,700</b>	<b>37,100</b>	<b>27,900</b>	<b>15,900</b>
(供給見通し/需要見通し)	96.8%	96.9%	97.3%	98.0%	98.9%

出所：厚生労働省「第6次看護職員需給見通しに関する検討会報告書」平成17年12月26日

### 病院に就職した新人看護職員の離職率(1年以内)



出所：日本看護協会  
「2004年病院における看護職員需給状況調査」

### 新卒看護職員の職場定着を困難にしている要因

		病院調査	学校調査
1	看護基礎教育終了時点の能力と看護現場で求められる能力のギャップ	76.2%	80.3%
2	現代の若者の精神的未熟さや弱さ	72.6%	76.4%
3	従来に比べ看護職員に高い能力が求められている。	53.3%	47.0%

出所：日本看護協会  
「2004年新卒看護職員の早期離職等実態調査」

(参考) 受け入れに関する関係団体の主張

団体名	日本医師会	日本看護協会	日本経済団体連合会
主張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の生命・健康の保持は国の最も大きな責務である。看護職等は自国で養成することが原則であり、さらなる国内の養成体制の整備が必要。</li> <li>・医療福祉関係資格の相互認証は行うべきではない。</li> <li>・日本での日本語による国家試験に合格した人の就業は可とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内の看護師不足を解消するために安易に外国人看護師を導入する考え方には強く反対。</li> </ul> <p><b>外国人受け入れの前提 4 条件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の看護師国家試験を受験して看護師免許を取得すること。</li> <li>・安全な看護ケアが実施できるだけの日本語の能力を有していること。</li> <li>・日本人看護師と同等かそれ以上の条件で雇用されること。</li> <li>・看護師免許の相互承認は認めないこと。</li> </ul> <p>など</p> <p>上記の 4 条件は、今回の協定ですべて合意されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師については、医療実務上の円滑なコミュニケーションができるレベルの日本語能力を有する海外の看護師資格者に対する国家試験受験資格の緩和・見直しを行うべき。</li> <li>・4年以内の研修としての就労のみ認められている制限を早急に撤廃すべき。</li> <li>・介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種資格者で介護実務上の円滑なコミュニケーションができるレベルの日本語能力を有する者等については、「技術」「技能」の在留資格として就労を認める方向で検討を進めるべき。</li> <li>・看護、介護分野における資格取得を円滑化すべく、外国での養成実施のための制度整備や日本語教育の充実、試験方法の多様化等を図るべき。</li> </ul> <p>など</p>

出所：レファレンス 2006.2「看護・介護分野における外国人労働者の受け入れ問題」から作成

### 3 日本・フィリピン経済連携協定（EPA）の締結

本年9月、小泉首相（当時）とフィリピンのアロヨ大統領は、日本とフィリピンの自由貿易協定（FTA）を含む<sup>(注1)</sup>経済連携協定（EPA）に署名した。

日本のEPA締結はフィリピンが4カ国目だが今回初めて「人の移動」が盛り込まれ、一定の要件を満たすフィリピン人の看護師、介護福祉士候補者の入国と、日本語等の研修終了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として就労することを認めることとなった。

受け入れ人数は当初2年間に看護師400人、介護福祉士600人の計1,000人であり、看護師は3年、介護福祉士は4年以内に国家資格を取得すれば引き続き就労することが可能と



フィリピンとの経済連携協定に署名し、アロヨ大統領と握手する小泉首相（当時）=9月9日

なる。

今回のEPAに看護師等の受け入れが盛り込まれた背景には、フィリピンが予備協議の段階から、同国の看護師や介護福祉士が「世界で最も訓練された献身的な労働者」(アロヨ大統領)だとして、日本に積極的な受け入れを求めてきたという事情もある。

フィリピンは人口の約1割、約800万人が海外で働く「労働力の輸出国」である。在外就労者の本国への送金額は実質国内総生産(GDP)の約1割にもものぼる。海外労働者からの送金に国内経済を支えられているフィリピンは、労働者の海外への送り出し機会の開発を国の政策として実施してきたという特徴をもっている。

これに対して我が国では、安易な受け入れに反対する前述のような日本看護協会などの意見もあったが、看護師の確保に苦慮する地方病院などから受け入れを求める声が高まり、また中国などに比べて遅れていた東南アジア諸国とのEPA交渉を加速させたいという事情もあって、今回受け入れを認めることとなった。

#### <フィリピン人看護師受け入れの流れ>

##### <候補者の選抜>

看護候補者の要件  
「看護師資格保有者+看護師経験有」  
介護候補者の要件  
「フィリピン介護士研修終了者(国の認定保持)+4年制大学卒業者」又は「看護大学卒業」

##### <入国・滞在>

滞在期間：上限「看護3年、介護4年」

##### <日本語研修・看護介護研修>

共同実施機関：海外技術者研修協会と国際交流基金  
研修期間：6か月

##### <就労・研修>

日本国内の看護、介護関連施設で就労  
就労中の研修は、受け入れ施設が実施

##### <国家試験受験>

看護：看護師国家試験  
介護：介護福祉士国家試験

##### <受験後>

合格者は、新たな在留資格で就労  
在留期間上限3年、更新可能  
不合格者は帰国

出所：外務省ホームページ

(注1)EPAとは、Economic Partnership Agreementの略称。物品の関税やサービス分野の貿易障壁を撤廃する自由貿易協定(FTA)が核となるが、投資や知的財産権、人の移動など幅広い分野で、相手国・地域と経済ルールを整備する。日本のEPA締結は、シンガポール、メキシコ、マレーシアに次いでフィリピンが4番目。

#### 4 今後の課題

日本とフィリピン間のEPAは、両国の国会での承認手続きを経て発効し、実際に看護師等の受け入れが始まるのは19年度前半となる見通しである。今後は、看護ケアの質を維持し医療事故を防止していくため、適切な研修体制や働きやすい環境など労働条件の整備が必要となる。とりわけ看護師は、患者の生命等にかかわる職種であることから日本語能力、円滑なコミュニケーション能力の習得が不可欠と考えられ、手厚い支援策を講じていく必要がある。

また、EPAの中で「人の移動」が盛り込まれたのは今回が初めてだが、我が国では、東アジアから太平洋へと広がる地域のEPA構想を打ち出しており、今後の交渉の中で労働市場の開放要求が一段と高まる可能性もある。外国人労働者の受け入れ問題は、どのような外国人労働者をどの程度受け入れるかという労働政策上の問題であると同時に、受け入れた外国人とどのように共生していくかという問題でもあり、少子高齢化が進展する中で、今後我が国としてどのような方向を目指していくべきか、国民的合意形成に向けた議論を深めていく必要があると考えられる。